

令和8年度当初予算

「生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業」 説明資料

令和8年4月
農林水産省

<対策のポイント>

担い手の大幅な減少が見込まれる中で、農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、**生産コストの低減に対する意識を醸成した上で、多収品種の導入、スマート農業技術の導入や、革新的な技術の検証等**が急務となることから、**米の超低コスト生産の実現に向けた取組・新技術の検証や、大規模化等に伴う労働力不足への対応策ともなる水稲直播栽培への挑戦を支援**します。

<政策目標>

米の生産コストの低減（15ha以上の経営体：11,350円/60kg〔令和5年度〕→9,500円/60kg〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 稲作の超低コスト生産確立事業

514百万円

稲作の大幅なコスト低減を目指すため、**産地全体で取り組む経営分析・技術実証や、革新的な技術の実証等の取組を支援**します。

(1) 地域広がり支援タイプ

① 農業者協働実証型（上限1,000万円/実施主体）

地域の関係者と連携する農業者が、大幅なコスト低減を目指して行うコスト分析や技術実証等の取組を支援します。

② 地域モデル構築型（上限3,000万円/実施主体）

大幅なコスト低減を目指す産地に対して、地域計画等の単位で行うコスト分析や技術実証等の取組を支援します。

(2) 新技術現地検証タイプ

農業者の**革新的な技術の実証、結果の経営・技術分析や、情報交換会の開催等の取組を支援**します。

(関連事業)

食料安全保障強化に向けた水稲の低コスト・多収栽培技術の開発

【令和7年度補正予算】 170百万円

各地域における**乾田直播や再生二期作**に適した多収品種等を選定するとともに、その能力を最大限に発揮するための**極めて低コストな栽培技術**を開発します。また、**節水型乾田直播**の確立に向けた水管理や雑草防除技術等を開発します。

2. 水稲直播栽培導入促進事業

50百万円

1 経営体の作付面積の増加が見込まれる中で、**春作業を大幅に省力化**できるものの、**取組が限定的**となっている**直播への挑戦を支援**するため、**専用機器を導入**することなく、**試験的に播種作業等を外部委託**するために必要な経費を支援します。

<事業のイメージ>

【1. 稲作の超低コスト生産確立事業】

(1) 地域広がり支援タイプ



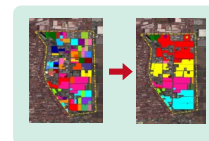
① 農業者協働実証型
地域の関係者と連携する農業者による大幅なコスト低減に向けた経営分析・技術実証を支援

(2) 新技術現地検証タイプ



革新的な技術の実証・効果分析等を支援

【2. 水稲直播栽培導入促進事業】

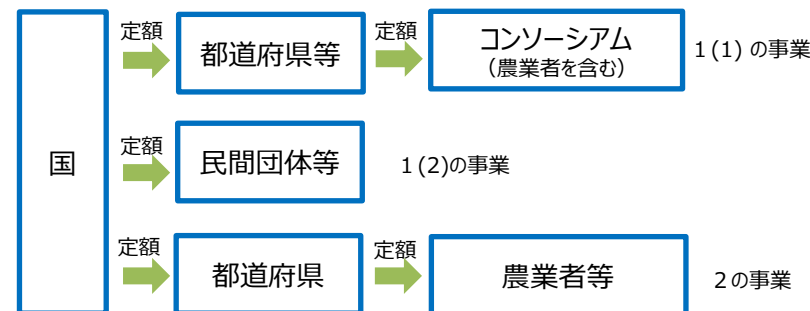


② 地域モデル構築型
今後の超低コスト産地形成に向けた、低コスト技術の地域計画単位での経営分析・技術実証を支援



今後の規模拡大等に向けて、農業者の**直播の試験的な取組**を支援

<事業の流れ>

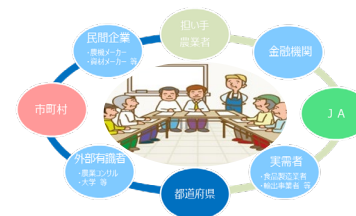
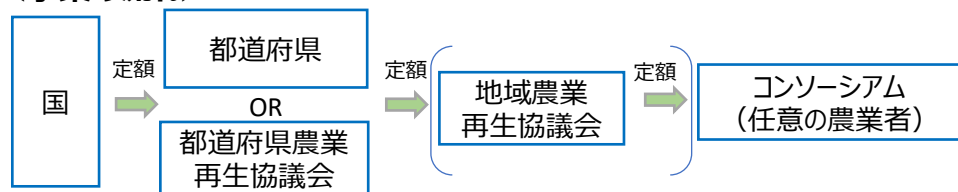


事業説明： 1. (1) 地域広がり支援タイプの ① 農業者協働実証型

- (1) 地域広がり支援タイプの① 農業者協働実証型については、令和7年度予算「水田経営モデル確立支援事業」の継続事業として措置。補助上限は上限1,000万円/実施主体。

項目	1 (1) ① 農業者協働実証型
主な採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンソーシアムに都道府県又は市町村が構成員として参画していること。 ・ 生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が5経営体以上であり、原則として、そのうち水稲作付15ha以上の認定農業者を含むこと。 <p style="text-align: center;">OR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が3経営体以上であり、原則として、いずれの農業者も水稲作付15ha以上の認定農業者であること。 ・ 令和8年4月1日以後に事業実施主体が行う取組であること。
事業の主な成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「コメの超低コスト産地化プラン」を作成し、事業終了年度までに、コンソーシアムに参加する生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が生産する食用米の生産コストについて9,500円/60kgとすること
事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト低減に取り組む稲作農業者等で構成するコンソーシアム <p>農業者、農業者団体、都道府県、市町村、農機・資材メーカー、金融機関、外部専門家（農業コンサルタント、学識経験者等）等</p> <p>※ 都道府県の公設試験場等が参画する場合は、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者と協働して、生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実証等に取り組むことができる。</p>
補助対象 補助額 補助率 事業実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則既存事業（水田経営モデル確立支援事業）に同じ ・ 上限事業費1,000万円/実施主体 ・ 定額 ・ 最長3年

<事業の流れ>

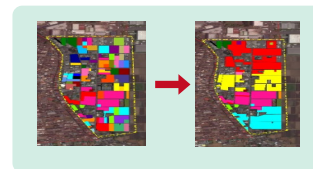
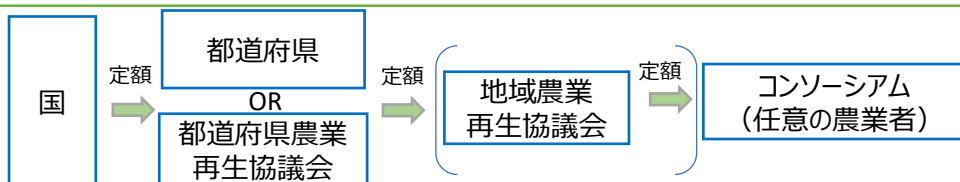


事業説明： 1. (1) 地域広がり支援タイプの ②地域モデル構築型

- (1) 地域広がり支援タイプの②地域モデル構築型については、より広い地域計画等の単位で実証を進め、産地ごとに転換を進めることを目的として、令和8年度から新たに措置見込み。補助上限は上限3,000万円/実施主体。

項目	1 (1) ② 地域モデル構築型
主な採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンソーシアムに、地域における農業の将来の在り方に、水稲について記載した地域計画等の単位で参画し、その目標地図に位置付けられた稲作農業者の5割以上と、原則都道府県及び市町村が構成員として参画していること(都道府県がコンソーシアムに参加しない場合にあつては、都道府県の普及センター等の技術指導機関から適切な指導・助言を受けられる体制を構築すること。市町村の参画は必須。)。 <ul style="list-style-type: none"> ※ ただし、地域計画区内に含まれる行政区分(例：小学校区等)については、地域計画と同様の取扱いとすることが可能。 ※ 県内の複数の地域計画や、地域計画内の複数の行政区分が連携して計画を策定することも可能。 ・ コンソーシアムに参画する、目標地図に位置付けられた稲作農業者の5割以上について、経営状況の把握を行うこと。 ・ コンソーシアムに参画する、目標地図に位置付けられた稲作農業者の5割以上に、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者を5経営体以上含み、原則として、そのうち3経営体は水稲作付15ha以上の認定農業者であること。 ・ 生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者の行う取組及びその成果について、コンソーシアムの参画単位である地域計画等の区域における稲作農業者への普及に向けた取組を行うこと。 ・ 令和8年4月1日以後に事業実施主体が行う取組であること。
事業の主な成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「米の超低コスト産地化プラン」を作成し、事業終了年度までに、コンソーシアムに参加する生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者が生産する食用米の生産コストについて9,500円/60kgを目指すこと。
事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ コスト低減に取り組む稲作農業者等で構成するコンソーシアム 農業者、農業者団体、都道府県、市町村、農機・資材メーカー、金融機関、外部専門家(農業コンサルタント、学識経験者等)等 ※ 都道府県の公設試験場等が参画する場合は、生産コスト低減に主として取り組む稲作農業者と協働して、生産コストの現状分析や課題の抽出、技術実証等に取り組むことができる。
補助対象 補助額 補助率 事業実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則既存事業(水田経営モデル確立支援事業)に同じ ・ 上限事業費3,000万円/実施主体 ・ 定額 ・ 最長3年

<事業の流れ>

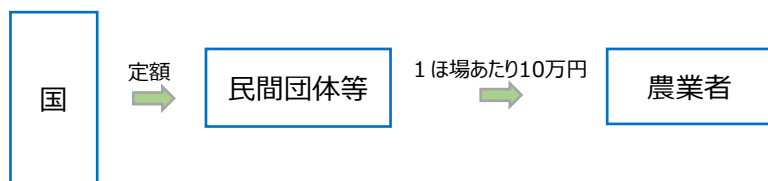


事業説明： 1. (2) 新技術現地検証タイプ

- 農業者の革新的な技術の検証、結果の経営・技術分析や、情報交換会の開催等の取組を行う**民間事業者を支援**。
- 技術検証の対象になるのは、**節水型乾田直播及び再生二期作**。

項目	1. (2) 新技術現地検証タイプ
主な採択要件（事業者）	・ 民間団体等であり、補助事業を行うための専門性を有し、 経営分析の十分な経験 があること等。
主な採択要件（農業者）	・ 経営分析、技術分析に必要となるデータとして、 各圃場における基本台帳及び作業日誌並びに経営分析カルテ及び技術分析カルテ を記入すること。
事業の主な成果目標	・ 革新的な技術の経営効果の評価をすること
補助対象（事業者）	・ 補助事業に必要な経費のうち、要綱・要領に記載のあるもの
補助額（事業者）	・ 上限事業3億円/実施主体（事業者）
補助額（農業者）	・ ほ場1枚（10a以上）あたり10万円
補助率	・ 定額
事業実施期間	・ 3年間

<事業の流れ>



<対象となる技術>



節水型乾田直播



ひこばえ 収穫

再生二期作



一般品種 極多収品種

多収品種の導入 等

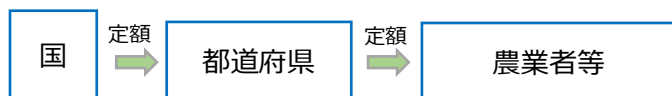
※ 節水型乾田直播、再生二期作以外の革新的な技術は、情報交換会での紹介等を通して支援。

事業説明： 2. 水稲直播栽培導入促進事業

- 経営規模拡大が見込まれる中で、労働力不足への対応策ともなる水稲直播栽培への挑戦を後押しするため、専用機器を導入することなく、試験的に播種作業等を外部委託するために必要な経費を支援。

項目		2. 水稲直播栽培導入促進事業
主な採択要件		<ul style="list-style-type: none"> ● ①令和3年度以降直播を行っていない生産者及び②令和3年度以降湛水直播にのみ取り組んでおり、令和8年度に乾田直播に取り組む生産者が、播種を含む作業を農業支援サービス事業者^①に外部委託する取組であること。 ● 水稲（wcsを除く）の直播栽培であること。 ● 令和8年4月1日以後に事業実施主体が行う取組（播種を想定）であること。 ● 本事業の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌、契約書等）を作成又は収集すること。 <p style="text-align: center;">※ なお、予算の都合上、応募多数の場合、優先採択等の調整があることに留意。</p>
事業の主な成果目標		<ul style="list-style-type: none"> ● 中食・外食向け業務用米、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米等の作付面積拡大を目指すこととし、1経営体当たりの水稲作付面積の3%以上拡大を目指すこと。（令和9年度）
事業実施主体		<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業者 (2) 農事組合法人 (3) 農事組合法人以外の農地所有適格化法人 (4) 特定農業団体 (5) その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。）の組織する団体
補助対象 補助額		<ul style="list-style-type: none"> ● 播種作業（播種を含む一連であれば可） ● 10a当たり10,000円 （ただし補助対象面積は20a以上3ha以下かつ事業実施主体の全水稲作付面積の10%まで）
事業実施期間		<ul style="list-style-type: none"> ● 1年間

<事業の流れ>



<対象となる取組>



※ 直播（播種）を含む取組を行う場合に定額面払いで支援するため、それ以外の取組（レーザーレベラーでの均平等）のみを行った場合において支払い対象にはならない。